

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年9月24日 午前10時～午後1時31分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○その他議員

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田修一
市民課長 榊順一
環境課長 内田泰二
川内クリーンセンター所長 若松幸記
市民健康課長 檜垣淳子
保険年金課長 西田光寛

障害・社会福祉課長 穴野盛久
高齢・介護福祉課長 橋口浩文
主幹兼介護給付グループ長 上蘭哲也

税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也

○事務局職員

事務局長 田上正洋

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審査事件等	所 管 課
議案第144号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する等の条例の制定について 議案第145号 鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について 議案第146号 樋脇岩下共同納骨堂の指定管理者の指定について 議案第147号 入来大内田共同納骨堂の指定管理者の指定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセン タ ー
議案第143号 薩摩川内市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第173号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第148号 薩摩川内市立甕島敬老園等の指定管理者の指定について 議案第149号 薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者の指定について 議案第150号 薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について 議案第151号 薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第174号 平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）それでは、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はございませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）それでは、さっそく環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第144号 薩摩川内市環境保全条例

の一部を改正する等の条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第144号薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）改めまして、おはようございます。環境課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに議案第144号薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する等の条例の制定についてを説明いたします。

説明の前に、まことに申しわけございませんが、議会資料のほうをちょっとお開き願いませんでしょうか。議会資料の2ページでございます。

こちらの1カ所訂正がございまして、2番の改正に至る経緯等の（5）の3行目でございます。3行目の頭に「自然保護法」とございますけれども、こちらを「自然公園法」。「公園」に訂正をお願いいたします。お手数をおかけしまして、まことに申しわけございません。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

議案つづりその1の144—1ページをお開きください。ただいまの2ページのほうもお開きください。

提案理由は、本会議において部長が説明いた

しましたので省略させていただきます。

議会資料の1の改正の目的でございます。本年3月16日に甑島が国定公園に指定されましたことによりまして、自然公園法に基づく制限と薩摩川内市自然保護条例に基づく制限が二重にかけられる区域が存在することになりました。これを解消するために、今回改正を行うものでございます。2の改正に至る経緯等でございます。

（1）の昭和56年10月に甑島県立自然公園が指定されておりますが、それと同時期に当時の上甑村と下甑村において、それぞれ自然保護条例が制定されております。合併の新市誕生とともに、これらの条例が薩摩川内市自然保護条例となっております。

（3）の自然保護条例では、景勝保護区、遺跡保護区、海域保護区、植物保護区と保護植物を指定してございます。今回の国定公園化で、保護区のほとんどが国定公園の区域に含まれることとなったため、（5）の自然公園法で保護をし、（6）の国定公園の区域に含まれない景勝保護区等につきましては、他の制度、これは県ウミガメ保護条例とか、市の文化財保護条例というのがございますけれども、こちらで保護を図っていく。

それと、（7）の薩摩川内市環境保全条例の一部を改正することにより、保護を図っていくこととしております。

（8）の今回の薩摩川内市自然保護条例の見直しにつきましては、薩摩川内市環境審議会に諮問をし、妥当である旨の答申をいただいております。

（9）で薩摩川内市自然保護条例は廃止するものとさせていただきたいと考えております。

以上で、議案第144号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第145号—議案第147号

○委員長（永山伸一）次に、議案第145号から議案第147号までの議案3件を一括議題とします。これらの議案3件については、墓地及び共同納骨堂の指定管理者の指定期間がいずれも平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、補足説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、指定管理者の指定に関する議案第145号から第147号までの3件を一括して説明させていただきます。

今回の3施設は、施設の性格上、利用者が地元に限られていることから非公募により現在の指定管理者を候補者として選定しようとするものでございます。

初めに、議案第145号鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりその1の145—1ページをお開きください。あわせて議会資料も御準備ください。指定管理者に指定する団体は、鹿島南自治会です。指定する期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、本会議で部長が説明しましたので省略させていただきます。

それでは、議会資料の3ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございますが、指定管理者に行わせる主な業務は、市営墓地の維持管理や使用許可等でございます。指定管理候補者が示した事業計画の概要は4ページの上段に記載してございます。

選定委員会は、本年6月4日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長といたしまして、内部委員3名、外部委員3名の6名により候補者の

ヒアリングを含め、審査を行った後に採決をしました。

結果は、5ページにありますとおり合計600点に対しまして504点で、平均点が84点でございました。これまでの適正な管理と健全な運営状況から現指定管理者である鹿島南自治会を、非公募による候補者と選定いたしました。

次に、議案第146号樋脇岩下共同納骨堂の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりは、その1の146—1ページでございます。議会資料も御準備ください。

指定管理者に指定する団体は、樋脇岩下共同納骨堂管理組合でございます。指定する期間は、先ほどと同じく平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、省略させていただきます。

それでは、議会資料の6ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございます。指定管理者に行わせる主な業務は、納骨堂の維持管理や使用許可等でございます。指定管理候補者が示した事業計画の概要は7ページの上段に記載してございます。

選定委員会は、同じく6月18日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長といたしまして、内部委員3名、外部委員5名の8名により候補者のヒアリングを含め、審査を行いました。

結果は、8ページにありますとおり800点に対しまして637点で、平均点が79.6点、これまでの適正な管理と健全な運営状況から現指定管理者である樋脇岩下共同納骨堂管理組合を、非公募による候補者と選定いたしました。

次に、議案第147号入来大内田共同納骨堂の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりは147—1ページでございます。

指定管理者に指定する団体は、大内田自治会でございます。指定する期間は、平成33年3月31日までの5年間でございます。提案理由は、省略させていただきます。

議会資料の9ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございます。指定管理者に行わせる主な業務は、納骨堂の維持管理や使用許可等でございます。指定管理候補者が示した事業計画の概要

は、10ページの上段に記載してございます。

選定委員会は、6月18日に開催し、部長を委員長といたしまして、内部委員3名、外部委員5名の8名により候補者のヒアリング、審査を行った後、採点した結果は11ページにありますとおり800点に対しまして662点で、平均点が82.8点となっております。同じく、これまでの適正な管理と健全な運営状況から現指定管理者であります大内田自治会を、非公募による候補者と選定いたしました。

以上で、議案第145号から147号までの3件の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、議案3件の一括質疑を行いたいと思います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）今さらながらの話で――引き続き指定管理者に管理をさせていくという議案なんですけれども、三つの議案の中で人件費が出ているものと、そうでないものとありますけれども、この人件費の決め方と。あと、維持管理費とそれから消耗品費という、第146号は消耗品費、第145号と第147号は管理費という項目があるんですけれども、これは同じというふうに見ていいのかどうか、その確認をしておきたいと思います。

○環境課長（内田泰二）人件費の決め方でございますけれども、財産活用推進課が示した数字をもとに計算をしてございます。それと、支出の項目でございまして、表現は違いますが、考え方と同じで結構でございます。

以上です。

○委員（福田俊一郎）第146号については、人件費が、納骨堂の管理についてはないんですが、ここについてどういうふうに捉えたらいいのかどうかを1点だけお示しいただければと思います。

○委員長（永山伸一）第146号の中の支出の中で、人件費が出ていないけれども、どう考えるかということですね。よろしいですか。

○環境課長（内田泰二）共同納骨堂の場合は建屋でございまして、小牟田墓地の場合は外の墓地で、草を刈られたりとか、そういう作業が出ますけれども、共同納骨堂の場合はそういった作業がないということで見てございません。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。では、これより討論、採決を行います。

まず、議案第145号鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第146号榑脇岩下共同納骨堂の指定管理者の指定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第147号入来大内田共同納骨堂の指定管理者の指定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、一般会計補正予算の歳出について説明をいたします。予算に関する説明書の37ページをお開きください。

下の段になります4款1項8目環境衛生費環境総務一般管理費390万8,000円の減は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものでございます。同じく、環境保全対策費540万円の増は、甌島の海岸環境を保全し、良好な景観を守るため漂着物の回収及び処理を行う海岸漂着物等地域対策推進事業の委託料でございます。

次に、一般会計補正予算の歳入について説明いたします。予算に関する説明書の17ページをお開きください。

中段の16款2項3目衛生費補助金の513万円は、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金でございます。

次に、債務負担行為の補正について説明いたします。予算に関する説明書の11ページをお開きください。

先ほど市営墓地と共同納骨堂の指定管理者の指定について審査いただきましたが、指定管理期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。第4表、11ページに記載のとおり今回3件分について補正をするものでございます。

以上が、環境課分の補正予算の説明でございました。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）委員長、引き続きよろしいでしょうか。

川内クリーンセンターの補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の38ページをお開きください。

4款2項5目のごみ処理費でございます。説明欄をごらんください。川内クリーンセンターの管理費の291万8,000円の減は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明がございますか。

○環境課長（内田泰二）それでは、所管事務の説明をさせていただきます。市民福祉委員会資料の2ページをお開きください。

薩摩川内市環境保全条例制定時における本市環境審議会からの答申に対するその後の対応についてでございます。

1の拡声機音量に係る評価手法の見直しでございます。

平成25年4月1日に施行しました薩摩川内市環境保全条例では、拡声器使用の制限に関する規定を設けてございますが、この条例を制定する際に市の環境審議会に諮問したところ、騒音レベルの評価について中央値を用いることは適当でないため、新条例施行後3年以内をめぐりに変更について検討されたいとの意見が付されておりました。今回、その見直しを行ったものでございます。

今回比較しました評価手法は（2）にありまして、（2）の評価手法の特性と検討にありまして3種類ございます等価騒音レベル、中央値、90％レンジの上端値の3種類ございますが、規制では拡声機の使用時間を1回につき10分以内で15分以上の休憩時間を置く制限しており、比較的短時間の測定で安定したデータを得る必要があるため、90％レンジの上端値を選択しております。

（3）の規制値の検討では、データ収集等を行い検討した結果、資料は3ページになりますが、

（4）にありまして、商業宣伝を目的とした拡声機使用における騒音レベルの基準値は、90％レンジの上端値で75デシベル以下に見直すこととし、本年6月30日に開催しました市の環境審議会です承されております。

次に、2の内水面養殖場に対する経過措置の見直しについても、シラスウナギの不漁が伝えられており、事業者の経営悪化が予想されることから、一定の猶予期間を設けるなど配慮も検討されたいとの意見が付されており、3年間の経過措置を設けておりました。

(2) 日本ウナギに対する世界的な動きなどから、現状の整理を行い、(3) 養鰻業を取り巻く情勢を踏まえて、今後の検討を行った結果、

(4) にありますように、条例施行前に既に設置されていた内水面養殖場に限り、規制基準の適用を猶予する期間を3年間延長することとし、同日の市環境審議会です承されております。

3の今後のスケジュールでございますが、同条例施行規則の一部を改正し、平成28年4月1日から新基準での適用となります。

以上で、環境課の所管事務の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）クリーンセンターのほうはございませんか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）
ございません。

○委員長（永山伸一）では、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。
委員外議員による質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと……

○委員（橋口博文）要望案件をいいですか。

○委員長（永山伸一）この件で要望ですか。

○委員（橋口博文）はい。3月議会だったですかね、お願いをしたことがあったんですけども、川底の、国道3号線の入り口の改良。あそこに深夜、精米業者があつてたくさんのもみすりをしたりしているんですけども、12月の上旬ごろから工事が着工させていただけば――大型トラックは――そうですから、積み出しができませんということで12月の初めごろから工事を着工していただければいいということで、お願いしておいてくださいということでしたので。それ以降、工事にかかっていただけますようお願いをしておきます。

○委員長（永山伸一）環境課に関係するんですか。

○委員（橋口博文）クリーンセンターの。

○委員長（永山伸一）クリーンセンターのほうの――大丈夫ですか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）
ただいま委員のほうから御要望がございましたので、12月上旬をめどということですので、そこらについては担当部署のほうにお願いとして伝えておきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（永山伸一）橋口委員、課の全体を通しての所管事務調査の質疑ですので。委員外議員に振る前に、ぜひ、課の中で一般的な部分は質疑をお願いいたします。

では、以上で環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第143号 薩摩川内市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第143号薩摩川内市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民課長（榎 順一）おはようございます。市民課です。まず初めに、議案第143号薩摩川内市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について、説明いたします。

議案は、議案つづり143―1ページから143―3ページになります。

提案理由につきましては、本会議で市民福祉部長が説明しております。

内容につきましては、市民福祉部の議会資料により説明をさせていただきたいと思いますので、議会資料の1ページをお開きください。

○委員長（永山伸一）議会資料のほうですね、委員会資料ではなくて議会資料のほうです。

○市民課長（榎 順一）それでは、議会資料の1ページによりまして、順を追って説明をいたします。

1の提案の理由につきましては、本会議で部長が申し上げておりますが、再度説明をさせていただきたいと思っております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成27年10月5日から施行されることに伴い、住民基本台帳に記録されている住民に対し、個人番号が指定され、当該番号をその者に対し通知カードにより通知されます。また、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されることになっております。これに伴い、住民基本台帳法に規定されている住民基本台帳カードの交付に関する規定が削除され、交付が終了すること等に伴い、当該条例を廃止し、関連して印鑑条例及び手数料条例について所定の規要の整備を行うとするものでございます。

次に、2の条例廃止・改正の概要について御説明をいたします。

住民基本台帳カードの利用に関する条例は廃止し、既存の住民基本台帳カードの利用については、廃止条例の施行日以降も有効期限が満了するとき、または個人番号カードの交付を受けるときのいずれか早いときまでは、なお従前の例による経過措置を設けております。

印鑑条例と手数料条例については一部改正をお願いするものでございますが、まず印鑑条例につきましては、住民基本台帳カードに関連する条文を削り、個人番号カードも印鑑登録証とみなされる規定を追加し、住民基本台帳カードで印鑑登録証としての利用に関しては、本条例施行日の以降もなお従前の例による経過措置を設けております。

また、住民基本台帳カードでは、印鑑登録証を載せ込み登録証とみなす場合は、既に交付された印鑑登録証を返還する措置をとっております。個人番号カードでは、紛失などの再交付についても即日交付とならないため——J-LISのほうに一旦申し込んでから届くということで、即日交付とならないため、個人番号カードが再交付請求者の手元に届くまでの間、印鑑登録証明書が取れない状況になることから、みなし個人番号カード1枚では利用者に不便をかけることになります。

あるいは、個人番号カードの暗証番号を市で管理できない——今回J-LISのほうで管理をするというふうになっておりますことから、印鑑登録証明書の代理請求があった場合、暗証番号が正

しいかどうかの確認ができず、証明書を発行できないケースが発生します。登録証としてみなされる個人番号カードの所持者についても、印鑑登録証を交付する考えで改正をお願いするものでございます。

次に、手数料条例につきましては、住民基本台帳カードを用いて住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、所得課税証明書の交付を受ける場合のそれぞれの手数料を50円減額を削除すること、それから通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに追加し、通知カード500円、個人番号カード800円とすることをお願いするものでございます。

住民基本台帳カードを利用した証明書の交付の場合の手数料50円減額につきましては、カードの優位性を持たせることによる普及を目的に、平成19年7月から実施をしております。住民基本台帳カードは、平成27年12月で交付が終了することになり、手数料減額の廃止をしようとするものでございます。また、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、相当経費として総務省から示された額となっております。

本条例の施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日にあわせ、個人番号カードは平成28年1月1日とし、通知カードの再交付に係る部分については、平成27年10月5日とするものでございます。

3の今後のスケジュールについてですが、条例改正等の概要については、広報紙及び本庁・支所等での張り紙、窓口等での説明などにより、またコンビニ事業者を通じ、市民、利用者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）一応意見、要望。説明であったように、やっぱり市民の皆さんの理解、改正に伴う理解というものをどう周知を図るかということが重要かと思っておりますので。あらゆる機会を捉えて丁寧に、また説明もされながら、いろんな角

度で説明の充実を、周知をしていただくことを意見、要望として申し上げておきたいと思います。

○委員長（永山伸一）意見・要望であります。

○市民課長（榑 順一）ただいま意見・要望がございましたとおり、あらゆる機会を通じて説明を詳しくして理解を得たいというふうを考えております。ありがとうございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎）マイナンバーが交付されるのはもうわかっていることなのですが、これはいろんな法人にも交付されると。法人番号が交付されるということなのですが、最近ちょっと自治会とかコミュニティに対しても、みなし法人として個人番号が通知されるんじゃないかということをお聞きしたんですが、本当なんですか。

○委員長（永山伸一）成川議員、今、住民基本台帳カードの利用に関する条例についてです。関連してということで、よろしいでしょうか。今のはマイナンバーの関係なんです。

○市民課長（榑 順一）今の御質問につきましては、そのように承知はしておりますけれども、詳細については市民課のほうではまだ勉強途中でございます。

今回のマイナンバー制度につきましては、行政改革推進課が制度の総括的な窓口になっておりまして、そちらのほうでもいろいろ質問があったものについては勉強したりしてお答えしている状況ですので、我々のほうもまた、連携しながらそのような情報はまたキャッチしていきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですね。では、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民課長（榑 順一）それでは、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款1項1目説明欄の一般管理費のうち市民課関係は、市民政策調整費において1,121万1,000円を減額しておりますが、これは人事異動による職員給与費の調整に伴うものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

2款3項1目説明欄の戸籍住民基本台帳費は697万2,000円を増額しておりますが、これは人事異動による職員給与費の調整に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明をお願いします。

○市民課長（榑 順一）所管事務調査につきましては、市民福祉委員会資料のほうで御説明を申し上げます。委員会資料の1ページをお開きください。

今回の所管事務調査につきましては、ここにあ

りますように、マイナンバーの通知カードに関し、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方に対する取り組みということで説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、新聞紙上でも最近記事となつてきているわけですが、1の居所情報登録申請の対象者について説明いたします。

(1) 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方、それから(2)DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に避難されている方、それから(3)一人暮らしで、長期間医療機関・施設に入院・入所されている方となつており、あらかじめ避難先や施設入所先、入院先を居所として登録すると、その避難先や施設、病院で通知カードを受け取ることができるというものでございます。

2の登録期間でございますが、もう既に始まつて終盤に差ししかかっておりますが、8月24日から始まり、あしたの9月25日までの登録期間となっております。

3番目、申請先は住民票のある住所地の市区町村となつており、本市では市民課及び支所地域振興課で受け付けをしております。

4番目の制度の周知としましては、本市のホームページに掲載するとともに、市内66の介護保険サービス提供事業所、168の医療機関に申請関係書類とともに、周知型の依頼をしております。また、障害者施設につきましては厚生労働省から施設の上部団体を通じて、児童施設につきましては県から通知されているところでございます。このほか、外国人向け英語版リーフレットを国際交流センターへ掲示依頼、病院関係者が集まるインフルエンザ予防接種説明会での説明など、周知を行つてきているところでございます。

5の(2)に9月10日現在の登録申請者を55人と記載しておりますが、直近の9月18日現在で100名というふうになっているところでございます。

市民課では、本年6月から居所情報の把握のための住民実態調査を実施しておりまして、マイナンバーの周知カードが市民一人一人にきちんと届くよう、住民の居所情報の把握に努めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(永山伸一) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長(永山伸一) 次は市民健康課の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(永山伸一) まず、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長(檜垣淳子) それでは、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について御説明申し上げます。予算に関する説明書の37ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費で、市民健康課分は、人件費、人事異動に伴う減額補正及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金に係る4,244万6,000円の減額補正をお願いするものです。

これで説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(永山伸一) これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第173号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に議案第173号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

まず、御説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）次に、議案第173号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の174ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費で3,063万円の減額補正をお願いするものです。

次に、173ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金について、一般会計への繰り入れで実績見込みによる減額補正をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民福祉委員会資料の4ページをお開きください。

薩摩川内市新型インフルエンザ等対策行動計画策定について報告いたします。

新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、全国的かつ急速に蔓延し、病状の程度が重篤になるおそれがあるため、対策等の強化を図り、発生時において国民の生命等を保護し、国民生活・経済に及ぼす影響が最少となることを目的に、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。

国は同年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定し、鹿児島県は平成26年2月に鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。本計画は、特措法第8条の規定により、国・県の行動計画と整合性を保ちつつ、薩摩川内市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するものであり、市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する基本的な対策等を示すものです。

次に、5ページをお開きください。

概要版で説明したいと思います。まず、策定の目的ですが、政府行動計画及び鹿児島県行動計画に基づき、本市が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、本市の対策を総合的に推進するため行動計画を作成いたしました。

次に、対象とする感染症ですが、感染症法の第6条第7項に規定しております新型インフルエンザ等感染症と新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に疾患の蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められたものとなります。

行動計画の位置づけですが、特措法第8条に、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされております。

次に、行動計画の構成は、第1章はじめに、第2章新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、第3章各発生段階における対策の、3章で構成されております。

次に、対策の目的と対策の効果概念図をごらんください。目的としましては、感染拡大を可能な

限り抑制し、市民の生活及び健康を保護することと、市民生活及び社会機能に及ぼす影響が最少となるようにすることとしております。そのために、流行のピークをおくらせ、医療体制の整備やピーク時の患者数を少なくする対策を行うこととしております。

次に、対策実施上の留意点としましては、基本的人権を尊重するとともに、国、県、関係機関と相互に連携、協力し対策的確かかつ迅速な実施に万全を期すこととしております。

次に、6ページをお開きください。発生期段階別対策概要です。

未発生期では市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を行うことが重要となっております。現在の状況の情報提供や感染対策の普及啓発などを行います。

海外発生期では、国において侵入の時期をおくらせる対策がとられます。市は発生に備えて庁内体制の強化及び予防接種の準備が必要です。県と連携して対策等検討し、できる限りリアルタイムな情報を提供し、注意喚起を行います。

市（県）内未発生期から市（県）内発生初期というのは、全ての患者を疫学調査を行える状態のことです。流行のピークをおくらせるための感染対策を実施することが必要となります。また、緊急事態宣言がなされたら対策本部を設置します。

医療体制の確保や予防接種の実施、市民へ蔓延防止の広報活動などを行います。

市（県）内感染期では、患者の接触歴が疫学調査できなくなった状態では、対策の考え方を被害軽減に切りかえて、国・県の対策本部と協議を行いながら柔軟に対策を講じることができるようにしていく必要があります。市民に対しては、あらゆる媒体・機関を活用し、できるだけリアルタイムで情報を提供したり、状況に応じた対策を行います。

小康期では、対策の評価・見直し、流行の第2波に備える予防接種の実施等を行っていくこととなります。

詳しくは市民福祉委員会資料の別冊をごらんください。具体的な行動につきましては、現在マニュアルを精査中であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします

します。

○委員長（永山伸一）詳しくは別冊を参照してくださいとのことです。

それでは、当局の説明がございましたけれども、これを含めて所管事務全般について、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（森満 晃）済みません、下甌の医療の瀬戸上先生ですか。来年の3月までかなと思うんですが。その後の任期といいますか、決まっていまするんですか。

○市民福祉部長（春田修一）委員御指摘のとおり、本年度の3月末で満75歳を迎えられるということで、一応71歳からの5年間の最終の期限が来たところでございまして、現在、広報あるいはへき地医療協議会、あるいは県の医師会報、市のホームページ、そういうところを通じて募集をかけているところでございます。現時点ではまだ募集が、手を挙げるというか来ている方がいらっしゃいませんので、今後これらについてどうするかということは、今現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃）多分、来年度までには選定がされると思うんですけど、もしその選定がなかなか難しい場合だとか、そういった分についてはどのようにお考えですか。

○市民福祉部長（春田修一）現在、応募者がなかったときのことも踏まえながら、今現在検討を進めているところでございます。まだ、最終的な結論に至っていないところでございまして、今現在いろんなシミュレーションをしながら、状況等について検討を行っているところでございます。

○委員（森満 晃）今の先生の特例とか、そういった再雇用とかそういうことはまずないですね。

○市民福祉部長（春田修一）瀬戸上先生につきましては、67歳のときに定年制の65が施行されまして、70までの定年延長という形で条例を可決していただいたところです。その後、特に専門的な知識を有するというので法律に基づいて原則5年ということで、現在75歳までの条例を設定しているところでございます。

今後、瀬戸上先生の継続とかいう部分については、法律上は原則という形になっておりますので、可能性としてはあるところでございますが、それ

らも含めまして今現在どうあるべきかということで検討を進めているということでございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） 所管事務全般ということで。インフルエンザのこういう行動計画策定がなされておりますが、例えばその前の栄養、休養、睡眠についてはあわせて保健センターではどのようにお考えでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子） その前の段階、感染予防ということで、いろんな機会を通じて食生活改善推進員の方々を中心に栄養の必要性とか、あと栄養士を中心に現在教室等を実施していただいているところです。その部分でも予防についてお話をしたり、あるいはいろんな検診等で感染症予防等の話をさせていただいているところです。

以上です。

○委員（森永靖子） わかりました。それともう一つ。せんだって千葉県で食生活の全国大会があったときに、歯について日本歯科医師会会長の大久保先生という方の講演を聞いたんですが。まだ若い男性の方が上の前歯が4本あって、もう死ぬ前だと言われていたのを、歯の先生がそれを高齢に伴う体の疾患ではなくて食べることだというのに気がつかれて、前の残された4本を内側から固定して、あとは全部歯をきれいにして食事に気をつけられたら、その方が畑仕事もでき、山にも行かれという形だったという話を聞きました。

保健センターのほうの歯科衛生士の先生が一人、あと非常勤で一人おられるって以前聞いたんですが。県のほうでは歯科のほうの条例までできていると聞きましたけども。保健センターのほうの歯科については——8020という高齢者だけというふうにとらえがちですが、小さい子どもから歯に関して今の歯科衛生士の一人体制に対して、ひっくるめてどのようにお考えでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 今、歯科衛生士が一人職員であります。乳幼児健診とか、あるいは成人は歯周病歯科の検診、あるいは高齢者は「嚙む嚙む歯っぴい教室」ということで教室等、あと検診等を行いながら、歯についての普及をしているところなんですけれども、在宅の方もいら

っしゃるので、職員が中心になりながら、そちらの方々を活用させていただいて、今現在しているところで、十分かどうかと言われると今の段階では十分ではないかと思っているんですけれども、また推進していきたいと思っております。以上です。

○委員（森永靖子） 在宅の歯科衛生士さんもたくさんいらっしゃるようですので、高齢者のところなども出前でまわれるような体制ができたかなというふうに思いますので、要望としておきたいと思います。お願いします。

○委員長（永山伸一） 要望であります。よろしいですか。部長、ありますか。

○市民福祉部長（春田修一） 歯科の部分でございます。歯科医師会の動きをちょっとお知らせさせていただければと思います。

委員おっしゃいますように、口腔ケアも含めまして歯科医師会も非常に重要だと。特に、高齢者だけではなくて重要だというようなこと等で、在宅医療支援センターということで、医師会が設置しているんですが、そこに同じ事務所に歯科医師会のほうもつくっていただいております。そういうことで、医療と歯科も連携しながら口腔ケア、そういう部分についても対応をいただいているところでございます。

また、市のほうとしましてもポータブルの、携帯用の訪問歯科ができるような形で、機器を貸与いたしまして、それで口腔ケアを含めた在宅歯科という部分にも力を入れていただいているところでございますので、先ほど委員がおっしゃいますように歯科衛生士とも連携をとりながら、歯という、食ということも含めまして、歯が重要でございますので連携をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）では、次は保険年金課の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費349万5,000円の減額補正については、人事異動に伴う人件費に係る減額補正であります。

以上で、一般会計に係る保険年金課の説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がございましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明がございすか。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、所管事務調査として委員会資料に基づき説明させていただきます。市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。

これは、定例で御報告させていただいております短期被保険者証資格証明書の交付状況について、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ7月末現在を記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で保険年金課に関する事項について、説明

を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（永山伸一）当局の説明がございましたけれども、これも含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。以上で保険年金課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）では、次は障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（穴野盛久）障害・社会福祉課の補正予算について説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費の減額は、平成27年4月の人事異動に伴う職員給与費の調整です。同じく2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費の増額は、平成27年4月の人事異動に伴う職員給与費の調整です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明があればお願いします。

○障害・社会福祉課長（穴野盛久）特にございせん。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）では、次は高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第148号―議案第151号

○委員長（永山伸一）まず、議案第148号から議案第151号までの議案4件を一括議題とします。

これらの議案4件については、特別養護老人ホーム等の指定管理者の指定期間がいずれも平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

では、当局の補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、まず議案第148号薩摩川内市立甕島敬老園等の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案つづりその1の148―1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、特別養護老人ホーム甕島敬老園、老人デイサービスセンター甕島敬老園であります。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。内容につきましては、議会資料で説明いたしますので、議会資料の12ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、指定管理者に行わせる主な業務は養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの管理、運営であります。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川

内市社会福祉協議会の概要は、13ページから記載してあるとおりであります。

指定管理候補者が示した事業の計画の概要は14ページから記載してあるとおりで、養護老人ホームは併用制、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターは利用料金制であります。

資料の16ページをお開きください。

選定経過の概要であります。選定委員会は、本年6月4日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長といたしまして、内部委員3名、外部委員5名の計8名により候補者のヒアリングを含め、審査を行った後に採点した結果、17ページにありますとおり、配点800点に対しまして570点で得点率71.25%でありました。

受託事業者がかわることで、利用者の心理面に与える影響を考慮し、またこれまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を、非公募による候補者として選定をいたしました。

次に、議案第149号薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案つづりその1の149―1をお開きいただきたいと思います。

指定管理者に管理を行わせる施設は、特別養護老人ホーム鹿島園であります。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

提案理由につきましては、省略させていただきます。内容につきましては、議会資料で説明いたします。議会資料の18ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、指定管理者に行わせる主な業務は特別養護老人ホームの管理、運営でございます。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、19ページから記載してあるとおりであります。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は20ページから記載してあるとおりで、管理形態につきましては、利用料金制であります。

資料の21ページをお開きいただきたいと思

ます。

選定経過の概要であります。選定委員会は、本年6月3日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長とし、内部委員3名、外部委員3名の計6名により候補者のヒアリングを含め、審査を行った後に採点した結果、22ページにありまして、配点600点に対し411点で得点率68.5%でありました。

受託事業者がかわることで、利用者の心理面に与える影響を考慮し、またこれまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を、非公募による候補者として選定をいたしました。

次に、議案第150号薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案つづりの150—1ページをお開きいただきたいと思っております。

指定管理者に管理を行わせる施設は、里生活支援ハウスであります。

指定する団体は、薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。内容につきましては、議会資料で説明いたします。議会資料の23ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要は記載のとおりで、事業の内容としまして、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯など、居宅で生活することに不安のある方に対し、一定期間住居を提供し、利用者に対し日常生活の介護や援助、相談、助言などを行うものであります。指定管理者に行わせる主な業務は里生活支援ハウスの管理運営であります。

指定管理候補者であります薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、記載してあるとおりであります。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、24ページから記載してあるとおりで、管理形態は委託料制であります。

選定経過の概要であります。25ページをお開きください。

選定委員会は、本年6月3日に開催をいたしま

した。市民福祉部長を委員長とし、内部委員3名、外部委員3名の計6名による候補者のヒアリングを含め、審査を行った後に採点した結果、26ページにありまして、配点600点に対し468点で得点率78%でありました。

受託事業者がかわることで、利用者の心理面に与える影響を考慮し、またこれまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を、非公募による候補者として選定をいたしました。

次に、議案第151号薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案つづりその1の151—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、鹿島生活支援ハウスであります。

指定する団体は、薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。内容につきましては、議会資料の27ページをお開きいただきたいと思っております。

指定管理者に行わせる施設の事業内容につきましては先ほど説明いたしました議案第150号と同じでございます。

指定管理者に行わせる主な業務は、鹿島生活支援ハウスの管理、運営であります。

指定管理候補者であります薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、記載してあるとおりであります。

指定管理候補者が示した事業の計画の概要は28ページから記載してあるとおりで、管理形態は委託料制であります。

29ページをごらんいただきたいと思っております。

選定経過の概要であります。選定委員会は、本年6月3日に開催をいたしました。市民福祉部長を委員長とし、内部委員3名、外部委員3名の計6名により候補者のヒアリングを含め、審査を行った後に採点した結果、30ページにありまして、配点600点に対し433点で得点率72.2%でありました。

受託事業者がかわることで、利用者の心理面に与える影響を考慮し、またこれまでの適正な管理

と健全な運営状況から、現指定管理者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を、非公募による候補者として選定をいたしました。

以上で説明をお願いします。よろしく願います。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これより議案4件を一括して質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 社会福祉協議会に全て指定管理されるわけですが、一方では今あったように健全な運営あるいは適正に業務をやっているという事であるんですが、社会福祉協議会の経営方針に当たる部分ではあるんですが、やはり多くの事業を社会福祉協議会が受けてきているというのが事実だと思うんです。

そうしたときに、やっぱり人の関係とか、いろんなそういうものが内部に相当苦労があるんじゃないかというようなことも聞こえてくるんですけども。行政としてこういう大事な事業を委託をしていく、指定管理をしていく中で、今の社会福祉協議会の現状というのをどのように分析をされているのか、ちょっと教えてください。

○市民福祉部長（春田修一） 現在の社会福祉協議会の状況でございますが、まず指定管理の部分と委託の部分につきましては、経営状態としては赤字が出るということではなく、特に特別介護サービス事業については、特老の部分については黒字が、利用料金制度の中でも黒字が出ております。

ただ、介護サービスにつきましては、どうしても看護師さんとか、介護士さん、そういう形で資格を持っていられる職員が必要となるということ等で、なかなか、特に看護師の確保が在宅の看護師もなかなか見つからなかったりというような形で苦労をされているというふうに判断しているところでございます。

それに対して、市のほうとしましては奨学金制度をつくっているわけでございますが、なかなかその応募自体も島内、島外も含めて、ないということで人材確保というのが非常に大きな課題だろうというふうに考えております。人材につきましては、全体で職員、嘱託それと臨時職員を含まして300人を超える組織となっております、今上野委員おっしゃいますように人事に係る面に

については非常に御苦勞をされているというふうに考えているところでございます。

経営状態につきましては、決算が出ていまして2年連続で赤字が出てきたというようなこと等がございまして、それらに対する対応をどうするかという部分で今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） いろいろ厳しい状況も介護サービスを含めて内容も若干聞こえてくる部分があるので。十分市民とのやっぱりこういう福祉という意味では大きな役割を果たしていただいたのが社会福祉協議会だと思うので、いろんな課題についてもぜひ一つさらなる当局も努力していただいて、いろんな連携を図っていただくように意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一） 社協への支援の意見、要望であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

では、これより討論、採決を行います。

まず、議案第148号薩摩川内市立甕島敬老園等の指定管理者の指定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第149号薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者の指定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第150号薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第151号薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）では、次に審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課分について説明を申し上げます。

最初に歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の34ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉総務費では11万7,000円の増額補正であります。内容につきましては人事異動に伴います給与費の増額でございます。

次に、同項3目介護保険対策費では1,425万6,000円の減額補正であります。

れども、主なものは人事異動に伴います給与費の増額と、13節委託料では介護保険システム改修業務委託等で、国の内示があったためにこれは増額するものでございます。28節繰出金では、国の制度改正に伴い、これまで繰出金で予算充当いたしておりました認知症施策推進事業など4事業が介護給付費3%とは別枠の地域支援事業の中に組み込まれたために減額するものでございます。

同項4目養護老人ホーム費では13万8,000円の減額補正でありますけれども、人事異動に伴います減額でございます。

同項5目特別養護老人ホーム費では251万6,000円の増額補正でありますけれども、人事異動に伴います増額と、18節備品購入費では業務用洗濯機及び乾燥機が老朽化のために故障したため、増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。17ページをお開きいただきたいと思います。

16款2項2目民生費補助金のうち高齢・介護福祉課分は、6節介護保険事業費補助金126万7,000円の増額で、介護保険システム改修に伴います国の内示額でございます。

次に、債務負担行為補正について御説明をいたします。11ページをお開きいただきたいと思います。資料の中ほどでございます。

先ほど里と鹿島の生活支援ハウス及び甕島敬老園の指定管理者の指定について審査いただきましたけれども、指定期間が複数年にわたりますことから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があり、記載のとおり今回3件分について補正するものでございます。先ほど審査していただいた他の施設については、利用料金制でございます。

以上で、一般会計に係ります説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第174号 平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第174号

平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、最初に歳出から説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の189ページをお開きください。

3款1項4目一次予防事業費の補正は12節役務費につきましては、これまで介護サービスを受けていない65歳以上の方に介護予防事業のお知らせを送付しておりましたけれども、今年度から65歳以上の全高齢者を対象とし、広報紙や介護保険事業実施事業所において広く広報をすることとしたために減額補正をするものでございます。13節委託料につきましては、平成28年度から実施予定の総合事業に向けた新規モデル事業として、食生活改善訪問型サービス事業を実施しようとするものでございます。

次に、5目二次予防事業費の減額補正は、これまで二次予防事業対象者は医師の判断を仰ぎ事業に参加をしていただいておりますけれども、医師の判断を不要としたために減額するものでございます。

190ページをお開きください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の減額補正は、職員の人事異動に伴います減額補正であります。

次に、5目任意事業費の8節報償費及び9節旅費につきましては、これまで介護給付の適正化のために要支援のケアプラン点検を実施していましたが、本年10月から要介護認定者のケアプランの点検を実施することとし、この会議に市内の主任介護支援専門員に出席していただくために増額補正するものであります。13節委託料につきましては、モデル事業として認知症カフェ事業を実施するため増額するものであります。これは、認知症の人やその家族の方が気軽に集まってお茶飲みなどをしながら語り合い、息抜きができる場所を提供しようとするものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、新たに2名認知症地域支援推進委員研修会に参加させるために増額補正をするものでございます。

次に、7目包括的支援事業一般管理費につきましては、健やか支援アドバイザー研修会謝金につ

きまして不足が生じる恐れがあるために増額補正をするものであります。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。184ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金につきましては、1節の減額は、介護予防事業の減額に伴います減額補正であります。3節の増額補正は、国の制度改正に伴い、認知症施策推進事業など4事業が、先ほど申しました介護給付費3%とは別枠で、地域支援事業の中に組み込まれたために、財源組みかえを行うものであります。

185ページをごらんください。

5款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業の減額に伴います減額補正であります。

186ページをお開きください。

6款3項1目地域支援事業交付金と187ページの9款1項1目の一般会計繰入金の節区分で、介護予防事業につきましては、同じく介護予防事業の減額に伴います補正でございます。また、節区分の包括的支援事業・任意事業につきましては、先ほど説明いたしました国の制度改正に伴います財源組みかえであります。

188ページをお開きいただきたいと思います。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、認知症施策推進事業など4事業について、事業の枠組みを拡充したことから不足分を基金から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）では、次に所管事務調査を行います。補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課分の所管事務について御説明をいたします。市民福祉委員会資料の８ページをお開きいただきたいと思います。

入来高齢者福祉センターの閉鎖について、これまでの経緯等について御説明をさせていただきます。当該施設につきましては、１の概要に記載のとおり昭和４６年に建設された建物で、建築から４４年を経過しており、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分けにおいては、閉鎖とされた建物でございます。場所につきましては、９ページの位置図を御参照いただきたいと思います。

２、施設の管理でありますけれども、現在、社会福祉協議会に管理していただいております。指定期間は今年度末までとなっているところであります。なお、年度ごとの指定管理料及び使用料につきましては、記載のとおりでございます。

３の利用実績でございます。入浴者数が大分伸びてきていると思いますけれども、これにつきましては平成２５年１月にアゼロ湯が、平成２７年２月に柴垣湯が閉鎖されたことに伴い、臨時的に利用を認めたため増加したものでございます。なお、高齢者福祉センターの入浴施設につきましては、一般公衆浴場ではなく、特殊浴場であるため、本来はセンターを利用された方だけが入浴可能な施設となっているところであります。

４の協議経過であります。これまで、地区コミの会長、自治会長、利用者団体の代表者などと協議をしてまいりました。また、このほか副田地区におきましては、活性部会を２回ほど開催をしていただき、閉鎖について御協議をしていただきました。

９ページをごらんいただきたいと思いますけれども、これまでの経過でございますけれども、閉鎖につきましてはおおむね理解をしていただくことができたところでございます。また、副田地区コミのほうからは、今後文化ホールや湯之山館を中心に地域の活性化を図っていくとのコメントもいただいたところでございます。

ただし、閉鎖の条件といたしまして、①１００名程度の飲食ができる代替施設を講じること、②入来文化ホール別館を避難所として機能拡充を図ること、以上の２点の要望がございました。

①につきましては、文化課と協議を行い文化ホールで現在調整済みでございます。②につきましては、現在、関係課と協議中であります。また、これにつきましては、副田地区コミからも関係課に要望をしていきたいということでございました。

今後のスケジュールでありますけれども、１２月議会に施設の廃止議案を上程し、来年４月１日で閉鎖を予定しているところであります。今後の当該施設の活用方針ですけれども、売却、無償譲渡、無償貸付などが考えられますけれども、現状ではなかなか厳しいような状態でございます。

次に、敬老金等支給実施について御説明をいたします。１０ページをお開きいただきたいと思います。敬老金につきましては、９月１７日に配付を行いました。支給対象者は、満１００歳以上の９４名と満８８歳の６０５名の方々であります。なお、市内の最高齢者は里にお住いの角ユミ様、１０５歳であります。支給金等につきましては、市内最高齢者にはお祝い金２０万円とお祝い状を、１００歳以上の方及び８８歳の方にはお祝い金１万円とお祝い状をお渡ししてございます。

配付につきましては、１００歳以上の方には副市長、教育長、部課長等で、８８歳の方には民生委員の方々をお願いをして配付をしております。その他といたしまして、年度内に１００歳到達者の方には内閣総理大臣記念品が、満９０歳の方には市社会福祉協議会から記念品が贈呈をされております。

４の高齢化率等でございますけれども、本市の高齢化率平均寿命最高齢を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

また、１１ページには、民生委員、児童委員協議会の地区割りでございますけれども、それぞれの地区別の対象者数を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、１２ページをお開きください。

認知症予防教室について御説明をさせていただきます。まず、本市の現状と課題ですけれども、上のピラミッド型の図をごらんいただきたいと思います。本年４月１日現在のデータでございます。

けれども、65歳以上の高齢者2万8,430人のうち介護認定を受けていらっしゃる方が6,332名、そのうち日常生活自立度Ⅱ以上の認知症の方が3,942名となっております。この日常生活自立度Ⅱというのは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難が多少見られても、誰かが注意していれば自立ができるというような程度の方々でございます。

ピラミッドの真ん中、未認定者で認知症の疑いのある高齢者については、これまで委員会におきまして説明をいたしました認知症初期集中支援事業におきまして、把握した発症率であります。これらを含めると、高齢者の5人に1人が認知症であると考えられます。

MCⅠ期とありますけれども、これは軽度認知機能障害で何らかの認知機能の低下は見られるけれども、日常生活に支障のない状態であります。

下の表をごらんください。本市の認知症高齢者の割合は13.9%で、国の10年後の予想をも上回っている状況であります。MCⅠ期の欄をごらんください。MCⅠの有病率推定値につきましては13%と言われておりまして、10年後、20年後の認知症予備軍でございます。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の認知症患者は460万人以上、MCⅠ期では400万人にも上ると言われております。これらの状況を考えますと、認知症の方々が今後ますます増加していくものと考えております。

MCⅠは、認知症の人と健常者の間の症状を示すもので、加齢とは関係ありません。認知症を予防するためには、このMCⅠの時期に対策をすることが大切であると考えております。

課題に記載してありますとおり、発症予防には、運動、脳トレ、栄養改善が効果的であるとの国の報告もあり、医師会などと連携を図り、早期診断、早期対応を講じる必要がございます。また、これまで生活習慣病予防や運動機能向上などの事業を実施してまいりましたが、これらを一体とした認知症予防に特化した施策が必要であると考えているところでございます。

13ページをごらんください。

認知症予防事業の考え方であります。これまで説明いたしました本市の現状や課題等を踏まえ、国立長寿医療センターや筑波大学などの先進事例

の報告を参考としながら、本市独自の認知症予防改善のサイクル確立を目指すこととしております。予防プログラムの内容でございますけれども、運動をしながら脳トレをする。デュアルタスクと言われておりますけれども、例えばウォーキングをしながら足し算をするとか、運動をしながら頭を使うことであります。それと、栄養を組み合わせたプログラムを市内の高齢者を対象に実施し、効果の把握を行うこととしております。

認知症予防の役割でございますけれども、医師会においては物忘れ外来やMRⅠ検査によります早期診断や早期治療を、行政はプログラムの開発を、事業所におきましては介護予防教室などを実施し、それぞれの機関が連携を図りながら、今後実施してまいりたいと考えているところでございます。下の図は、そのイメージ図であります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

そこで、今月から毎週木曜日に運動と脳トレを行う認知力アップ教室を実施しております。健康運動指導士のもと、定員30名でございましたけれども、2名キャンセルがありまして、現在28名の方々が教室に参加をいただいております。

これまで、3回教室を実施いたしました。2回目には体力測定とMMSEという認知症の検査を行いました。当日は、26名の方が検査を受けられ、MMSEでは医療機関からのMCⅠとの診断を受けられた方6名を含めて、26名中16名の方がMCⅠあるいは認知症の疑いがある方ということで、61.5%の方々が何らかの症状があらわれる方々でございました。

この教室で得られたプログラムを、今後はミニデイやサロン等に導入し、市民の認知力の維持、向上に努めていきたいと考えております。一般的にMCⅠ期から認知症の発症まで5年間で50%の確率と言われていることから、この事業を継続的に実施し経過観察を行っていきたいと考えております。

以上で、高齢・介護福祉課分の所管事務について説明を終わります。よろしく願いいたします。
○委員長（永山伸一）では、当局の説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）8、9ページの入来高齢者

福祉センターの一応閉鎖ということで、地元であるんですが。協議結果を得ながら、こうして結果を含めて今後の条件というようなもの、地域の声があるんですけども。この地域は福祉施設というのがこれでいわばなくなると。非常に親しまれたその施設がなくなることが大きなやっばり地域にとっては問題かな。ここに協議をされた意見が、大方コミュニティの形で十分だったかはわかりませんが、一つの公共施設の答申に基づいてこういう判断をしていかざるを得ないというのが、担当部局かというふうに思いますよね。

ですから、いろいろと全体的に見ても指定管理制度をとったことによって、決してプラスだけにはなっていないというのを僕は感じるんですよ。したがって、必要なものはたとえ地域に応じて、やっぱり必要なものは必要なものとして残していかざるを得ない部分は結構あるんじゃないかというのの思いますね。

ただ、財政運営プログラムの中でどうしてもそのことがやっぱり削らないいけないことによってこういう施設の統廃合をせざるを得ないというのが現状だと思う。そういう意味からすると、決して住民が求めている形だけには整っていかない、そういうのが僕は言えるというふうに思っています。

したがって、このことが、ほかでもそうなんですけど、やっぱり大事に必要とされるものが結果的にこういう財政が厳しい中において、始末をせざるを得ないのが現状だと。決してそのことが市民生活にプラスにはなっていないということは明確に言える部分がいっぱいあると思います。

その中で、ではこれだけの役割をし、利用率がこういう流れの中で、今後この施設にかわる役割を果たすものが、ここに出ている入来会館並びに文化ホールです。それをやるということではあるんですけども、所管が入来会館は教育委員会に当たるので、調整済みというふうに書いてあります。これは、どんな調整がされたんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 入来会館につきましては、障害・社会福祉課のほうになります。

文化ホールの別館について、調整をさせていただきました。地元から要望があったのは、入来高齢者福祉センターのほうで100名程度の飲食を今までされていたと。そこがそういう施設がな

くなると、どこもないということでありましたので、文化ホールの別館でできないだろうかということで、御相談をいたしました。

地元からもこれにつきましては、副田のコミ協からも要望が文化課のほうにも上がっておりまして、ここについては70名程度以上の分につきましては、飲食を認めましょうと。ただ、事前に、何でもかんでもはちょっとできないので、事前に計画を出していただきたいということで。年度当初にというわけではございませんけれども、わかる範囲の中で事前に連絡いただければ、あいていれば使用ができるということでございました。

ただ、ここにつきましてはガスとかの施設がないので。現在のところ。ただカセットコンロなんかは避難所として設置をされているのであるんですけれども、ガス施設だったり、コップとかがないのでそれはとりあえず御自分たちで準備をしていただきたいということでありました。70名以下につきましては、近くに入来会館がございます。畳の施設もありますし、ホールもございますので、こちらのほうを利用できるということで調整をしているところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠） やっぱり利用度の高いものに変えていかないと、住民は不便を感じますよね。ですから、教育委員会の一つのスタンスが、今度は文化ホールが出てきますので、やっぱり十分——私が聞いた考え方では、利用計画も1年前から出しなさいというようなことをなんか言うの言わんのということがあって。そういう状態でどうして代替ができるんですかということになるんですね。

ですから、そこは今課長が言うように地域が求めている声としては、やっぱり即対応できるような一つの利用のものを。それは当然出すわけですから、利用許可書をもらうわけですので、そういうものは柔軟にやっていただくように、文化課ともやっぱりしっかり調整はやっていただきたいということと。それと、避難計画書で詰所になっているんですが、おっしゃるとおりガスコンロ含めて避難計画書、詰所としての役割は機能しませんよ、あそこは。していない現状があります。ものがそろっていないので。やっぱりそういうところもこの福祉センターに機能できるものをするすとす

るならば、やっぱりもうちょっと設備を充実しなければいかんことだと思います。自分たちでガスコンロは持ってきなさいよと、そういうことではいけないんじゃないかなと。だから、やっぱりそういうこれにかわるものは所管課としてしっかりと最後まで見届けて、そういう引き継ぎをすることが、私は大きな責任だと思います。それ、どうですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 避難所としての機能拡充ということで、ガスコンロ、食器類等につきましては、現在防災安全課のほうで準備をして設置はしてあります。ただ、常設の部分のガスだったりとかという部分が必要だということもありましたので、その辺は今後文化課を含めながら協議をしていくということにしております。

以上です。

○委員（上野一誠） 最後にします。それと、やっぱりこういう経緯に至っている背景というのは、住民はまだまだ大方知りません。こういう形がなんか廃止されるんだという声ぐらいは聞くんですけども、具体的なものは全くわかりません。

したがって、12月議会で廃止議案を上程され、来年4月1日からとするならば、やっぱり住民に対しては、ここに協議経過というのを書いてありますね。こういう方々と話をして、協議をして理解をいただきましてよというのは、しっかりと住民にもわかるような協議結果を一つ、公文でもいいですからつくって理解を求めるような、一つここはしていただきたい。これは、意見要望としてしっかりと、地域住民に理解を求めないとやっぱりいけない部分だというふうに思っていますので。

○委員長（永山伸一） 要望であります。よろしくをお願いします。

○委員（森永靖子） 敬老会がこの間ありまして、自分のところにも100歳の男性の方がおられたんですが。この100歳、88歳も女性のほうがこんなに多く長生きされて。施設の入所者もいらっしゃるでしょうけど、どうしてこんなに健康なのかなという健康の秘訣など聞かれたこともありますか。健康寿命、平均寿命なども載っていますが、なんかこういうふうのを参考に聞かれたことなどあるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 100歳の方々なんかにお伺いするときに、事前に調査を

させていただきます。長寿の秘訣はということでお聞きしたりしております。その中では、くよくよしないとか、よく笑うとか、よく食べるとか、また、運動、今まで農作業をよくしていたというようなことで、皆さんそのような形で意見を述べられていらっしゃる方が多いようです。

○委員（森永靖子） 健康寿命なども考えていかなきゃならないなと思うところです。

もう1点、けさの南日本に認知症のことがもう何面もにわたって載っていたんですが、この14ページ、13ページずっと本市でもこのような取り組みをしていらっしゃるようですが。本当に身近に若い認知症が我が家にもおりまして、薬——専門的じゃないので申し上げにくいんですが、認知症だ、認知症だと言われていろんなところにいらされたりしながら、薬を見てみるときに片手いっぱいほどの1回の薬を飲むんですね。実際、私も飲ませたりするんで、少し落ち着かない状況にあるというのは薬を飲ませて抑えさせ、眠らないというのは眠る薬を飲ませ、するのを何年間もしてきました。夜中にも徘徊したり、いろんなところに迷惑をかけたしたりしたんですが、ひょっとしたきっかけで病院をかわってみて、その病院で全面的に今まで飲んでた薬を全部もうやめようということで。その病院の薬だけに1回に2粒、3粒ぐらいの薬に変えていただいたところが、本当に見違えるほどに変わってきたんですね。

ですから、お医者さん、薬局いろんなところがあって、私たちは難しいことはわかりませんが、症状を抑えるために薬を飲ませる。悪いから薬を飲ませるということで、薬、薬でやっていたことが、本当にその薬を抑えて飲ませなくなったら元気になって、今はもう表情も変わり、本当に入院しているときに、自分がどうしてこういうところにいるんだろうと感じるようになったほどにということで、今健常者と変わらないぐらいになっているんですが。本市でもこういう本当にたくさんの予算をかけて認知症、認知症っていろんな予防をされる前に、やはり医師会と相談しながら——そういうことはちょっと無理なんでしょうね。だから、そういうところまで話ができなのかなって思ったりするんですが。無理なんだろうかね、こういうことは。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 今現在、

医師会のほうに在宅医療支援センターという形でできております。家のほうで、施設ではなくて病院ではなくて、家のほうで介護しないとイケないとかというのが出てくると思います。

その中でも今話がありましたけども、薬剤師さん等も入っていただいていますので、薬を減らすとか、何種類もあるのを一本化にするとか、そういうのも連携もできたりする部分もございます。ぜひそういうところに相談をしていただければ、御相談に応じることはできますので。また医師会と多職種いろんなところで連携をしながら図ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ何かございましたら御相談いただければと思います。

○委員（森永靖子） 本当に元気になった姿を皆さんにも見ていただきたいなって。どうして自分はああいう期間があったんだろうというふうに今は思うぐらいになってきましたので。やはりひょっとしたきっかけでそういうこともできるのかなって思ったりしています。保健センターのほうでこういうことをやっておられるのをちょこちょこ保健センターにいながら見受けるんですが、家族の方はいろんな体面的なこともあったりして、そういうところに来られなかったりすることもありますので。その辺少し、本人が治ったとか、現在すごく困っているというような人たちにもそういうところに、教室に出向いたりしてそういう体験なども話を聞くとか、そういうこともいい方向に向かうのかなというふうに感じるところです。経験上申し上げました。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 昨年12月に家族の会、よいやんせというのができました。ぜひそういうところに参加をしていただいて、情報交換されたり家族の方々の息抜きであったりとか、御相談、心配事もあられると思います。同じ悩みを持っていらっしゃる方がいらっしゃるとしますので、それには認知症の推進員のほうも参加をしていろんなアドバイスができるかと思っておりますので、ぜひそういうところに参加していただければと思います。これにつきましては広報紙等で随時広報をしてまいっておりますので、よろしく願いいたします。

○市民福祉部長（春田修一） 先ほど医師会との連携ということで、現在この12ページから書いておりますMC I期、これは本人さんは気づか

ないんですが、ただひょっとしたら認知症になるのかなというような恐れを感じていらっしゃる方を対象に認知予防をしていこうということで考えているところで、現在国の長寿医療センターとか筑波大学の結果を見ると、かなりの方が進行がおくれる、あるいは改善するというような状況がございます。

本来は、MRIとか脳の診断をすると、脳の委縮とかレビー症候群というんですか、そのあたりを、脳の委縮とかレビー症候群を見ることによって、今後認知症が進行する云々というのが出てくるんですが、簡単なキット等でできる場合もあるようになっております。

そういうことで、私どもとしては認知症になった場合については、介護サービスとか先ほど言った家族介護支援とか、そういう形でフォローをしていきたいと。ただ、要は5人に1人という結果が出てまいりましたので、その認知の世界に入る前の予防を今後かなり重点的にやらないといけないということで、医師会のほうでもかかりつけ医、物忘れ外来とかいうような形でされておりますので、医師会とも連携をとりながら、これを共同、タッグを組みながら進めていきたいというふうに考えて、今現在作業を進めているというような状況でございますので、お知らせしておきたいと思えます。

○委員（森満 晃） 関連しまして、この認知症の発症率ということで、非常に本市も10年後の予想を上回っているということで、いろんな要因があると思うんですが。一番の要因って——今部長が予防って言われたんですけど、何かそういったものをつかんでいらっしゃれば教えていただければと思うんですが。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 生活習慣病等がよく要因とかは言われておりますので、栄養改善であったりとかという部分が必要になってくるのかというのもあります。あと、ちょっと補足で、グループ長のほうで。

○主幹兼介護給付グループ長（上蘭哲也） 今回先ほど課長が申しましたように、認知力アップ教室に28名の方が参加していらっしゃいます。このうち、高血圧であったりだとか、高脂血症であったりだとか、そういう既往歴を持っていらっしゃる方が約8割いらっしゃいます。

したがって、国のほうでも生活習慣病と認知症の因果関係というのはあるんだというふうに言われているところから、やっぱりこういったところが原因じゃないかというふうに考えているところでございます。また今後とも市民健康課等と連携していきながら、ここのところの改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃）もう1点、きょうの今新聞にということで、森永委員からありましたけども、その若年層の認知症について、本市の現状ともし取り組みがありましたら教えてください。

○主幹兼介護給付グループ長（上 蘭 哲 也）私ども高齢・介護福祉課のほうでは先ほどピラミッドの絵がございましたけれども、介護の認定を受けていらっしゃる方々の方々のところしか把握はしていないところなんですけれども、先ほど部長が申しましたように、今から医師会のほうとこの認知症については連携をとっていくということで、医師会のほうの理事会のほうでも御理解をいただいております。

そういった意味から、若年性の認知症の方々についても、私どもが今実施をしている教室等々に御紹介いただいているような形がとれていくんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃）私の母も認知症で介護度が4で、もっと早く気づけなかったのかなって今思うと。ですので、そういった予防だとか今後の取り組みで、少しでもやっぱり早期の発見、そういった取り組みを今後どんどん進めていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一）要望であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

保護課につきましては、待機していただいたんですが、ここで休憩します。再開はおおむね

13時10分といたします。

~~~~~

午後0時5分休憩

~~~~~

午後1時7分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）保護課であります。補正予算につきまして御説明いたします。予算に関する説明書の36ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項生活保護管理運営費につきまして、628万4,000円の増額補正を行うものであります。補正の内訳といたしましては、4月の人事異動に伴い、職員1名増となったため、職員給料、職員手当及び共催費を増額するものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）大きく2件の報告をいたします。委員会資料の15ページになります。

1件目、生活保護の状況についてです。生活保護受給者がふえる状況下で、困窮に至った背景となった相談の内容について、事由別、年度別、推

移について報告するものであります。平成26年度は、表のとおり世帯主の傷病が最も多く、次いで預貯金の減少・喪失、世帯主の事業不振・失業の順となっております。世帯主の傷病には脳疾患、心臓疾患や精神疾患などの理由によるものが多く散見されます。

次に、就労支援の状況です。保護者のうち就労可能な就労対象者88人に就労指導を行った結果、うち就職を開始した者が55人で、うち生活保護を廃止した者が9人でありました。それによる支出する必要がなくなった保護費効果額を積算しますと、1,153万9,000円となります。今後自立の助長に努め、一人でも多く就労自立につながるよう努めていきます。

2件目は、生活困窮者自立支援関係であります。

1点目、7月末までの相談状況です。全体で77件相談があり、うち支援を開始したものが55件、うち改善が図られたものと見られるものが17件であります。そのほか、他法制度に移行されたもの、情報提供のみで支援に入れなかったものなどであります。

次に、制度推進のために開催した会議等の状況です。庁内12関係課、市内17関係機関・団体との情報の共有やつなぎの部分であったり、連携の方策などについて確認をしたところであります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**では、ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（中島由美子）**一生懸命していただいて、就労支援の効果が上がっているのかなと思うんですが、この就職ができているところというのがどんなところなのかということが1点と。それから、就職をしたい方で今までなかなか働いていない状況の中、短時間なら働けるよとか、そういういろいろな方々に応じた働き方ができるような、そのような事業者っていうんですか、そういうのがあるのかどうか、そのあたりを教えてください。

**○保護課長（小原雅彦）**就労支援の状況でございますが、市内のやはり一般企業等の就職による分であります。おっしゃるように、やはり短時間、1日の間にそんなに長く働けない、体力的に

も厳しいとかそういう方も少なくありませんので、ハローワークと連携をして短時間労働に適したような、そういう時間を要求している会社とのマッチングですか、そういうのは保護課に配置しております、嘱託になりますが――就労支援員1名配置しておりますが――を中心としてハローワークのそういう担当と、それからケースワーカーと協議して、その方にあった働き方をできるだけ調整をしながらしております。

したがって、働き始めて収入がそんなにございませんので、自立にはいきませんが、そういう形でだんだん働く意欲であったり、それから体力面のそういう向上であったりそういうものを図りながら配慮して、そういう状況はつくっております。

以上です。

**○委員（中島由美子）**それぞれの人に、個人にあわせてというのは大変かと思うんですが、あとはやっぱり市内の企業さん、会社、事業者さん等もよくそういう方が雇用できるような状況というんですか、また理解をしていただくような状況というのをつくっていくことも大事なのかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

**○保護課長（小原雅彦）**ハローワークの事業の中に、やはり生活保護等就労支援促進事業というのを厚生労働省が持っている事業等があります。その事業の趣旨のもとで、やはりハローワークの職員も企業にそういう働きかけはしてはおるんですが、企業側が求めているのは即戦力的なという形につながる部分が多いと思いますので、ある意味保護者のスキルも多少それに近づけていく努力、もちろんそういう配慮を求める努力、そういったお互いに調整し合いながらやらざるを得ない実情はございます。

ある程度は、ですから企業のそういう就労担当者とも調整し合いながらというタイミングというか、機会はハローワークのほうでも配慮をいただいている部分はございます。

以上です。

**○委員（中島由美子）**障害を持った方とか、そういう方を就労させると、またちょっと補助があったりとか、いろいろ国もいろんな制度を使いながら、いろいろな方が自立できるという方向でそれなりに制度をつくっていますから。やっぱり

自立、少しでも働く意欲があって、なるだけそれが最初は少しの収入であっても、だんだんその喜びというのが出てくれば、また勤労意欲にもつながっていくのかなと思いますので、やはりハローワーク、それから市内の事業者さん等々と連携をしていただいて、本当に少しにでも多くの人がこの生活保護から脱却していけるような道筋を、大変だと思うんですけどお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一）要望であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後１時１６分休憩

~~~~~

午後１時２０分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）次に、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第１６４号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第１６４号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第１６４号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。予算に関する説明書３５ページをお開きください。

３款３項１目児童福祉総務費は２億５,９８６万５,０００円の増額補正で、内容は備考欄をごらんください。事項、児童福祉管理運営費は、４月の人事異動に伴う職員給等の調整、国

庫支出金等精算返納金は平成２６年度保育緊急確保事業費補助金でございまして、これは保育士等処遇改善事業や一時預かり事業等の翌年度精算に伴う返納金が生じたことによるものでございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、安心子ども基金事業費補助金は、せんだい幼稚園の大規模改修に対する補助金でございます。せんだい幼稚園は築３５年が経過し、地盤沈下等による不陸、これは床と基礎との間に空洞ができておりまして、安全上も問題がございますので、この不陸の改修を行い、それにあわせて老朽化した保育室の大規模改修を予定しております。なお、県の認定こども園整備事業を活用した事業となります。また、保育所等整備交付金は川内すわ保育園の大規模改修事業に対する補助金でございます。本市の待機児童は、４月１日現在、厚生労働省基準で３１名発生しておりまして、昨年に比べ減少しているものの、依然として多い状況にございます。

この待機児童対策といたしまして、川内すわ保育園が３０名の定員増を計画しておりますが、既存の園舎では保育室の面積が不足するため、隣接する市有地を活用し、園舎を増築するとともに既存園舎を全体的に改築し、一体的な整備を行うことにより保育所待機児童の解消を図るものでございます。なお、国の保育所等整備交付金を活用した事業になります。

次は、３目児童館費２８１万３,０００円の増額補正でございます。本市には、現在１８の放課後児童クラブがございまして、１０月からみくに幼稚園が新しく放課後児童クラブを設立することによりまして、半年分の運営費補助と放課後児童クラブ設立事業補助金に対し増額するものでございます。

４目保育園費１９７万７,０００円の増額補正でございます。へき地保育所の下駄保育園の嘱託職員に対する報酬等でございます。下駄保育園は、昨年度まで市の職員１名が保育業務を行っていましたが、本年度から保育士の免許を有する嘱託職員へ任用がえを行いました。この嘱託職員に対する報酬及び共済費に増額を行うものでございます。

以上、歳出でございます。

引き続き歳入につきましては、予算書、戻っていただきまして１６ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款国庫支出金2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金の保育所等整備交付金は、川内すわ保育園大規模改築に伴う交付金、子ども・子育て支援交付金は新設するみに放課後児童クラブに対する交付金、あけていただきまして17ページ、16款県支出金2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金の安心子ども基金総合対策事業費補助金は、せんだい幼稚園大規模改修に伴う県補助金、子ども・子育て支援交付金は、みに放課後児童クラブに対する県交付金でございます。

次に、7ページをお開きください。

第3表、繰越明許費、3款3項児童福祉費の安心子ども基金事業は、せんだい幼稚園大規模改修事業です。事業が翌年度にわたりますことから、事業費について繰越明許費を設定するものでございます。

済みません。次は、12ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正、追加の一番下、保育所等整備交付金事業であります。期間は平成28年度までで、川内すわ保育園の大規模改築事業が翌年度にわたりますことが見込まれることから、国の交付金も2カ年にわたり交付されることから、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、70ページをお開きください。

下から3行目、保育所等整備交付金事業は、川内すわ保育園大規模改修事業について記載しております。

以上で、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。説明がございしますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 特にございません。

○委員長（永山伸一） では、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） では、質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。当局の皆さん大変御苦労さまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一） 以上で日程の全てを終わりました。委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） では、御異議がございませんので、そのように取り扱います。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時28分休憩

~~~~~

午後1時30分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一） 本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣について

○委員長（永山伸一） それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りいたします。

閉会中の11月4日から6日にかけて行政視察を実施したいと思いますが、視察先との調整等が必要となりますので、委員派遣の手続は正副委員

長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（永山伸一）では、以上で市民福祉委員会を閉会いたします。本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 永山伸一